

奈良県告示第二百七十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成三十年十一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
特定非営利活動法人わかく さもえぎ	大和高田市幸町三―一八 オークタウン大和高田 内	大和高田市幸町三―一八 トナリエ大和高田内